

NISA恒久化！年最大360万円に！！

NISAとイデコの制度改革で投資を促進

NISA		イデコ	
これまで	これから	これまで	これから
年間投資上限額		加入可能年齢	
120万円 (一般)	240万円 成長投資枠	65歳未満	70歳未満
40万円 (つみたて)	120万円	拠出限度額	
非課税期間		自営業者 (第1号被保険者)	
5年 (一般)	無期限	月6.8万円	
20年 (つみたて)		会社員 (第2号)	
		月1.2~2万円 (企業年金あり の場合)	引き上げも
		専業主婦 (第3号)	
		月2.3万円	

令和6年から、NISAが新しくなり、恒久化に加えて、年最大360万円投資できるようになり、生涯投資上限額が1,800万円となります。また、つみたてNISAと一般NISAの併用が可能となります。

今後、個人型確定拠出年金(イデコ)は、加入可能年齢が70歳に引き上げられます。

将来に備えて、使いやすくなったNISAを利用して早めに投資計画を立てませんか？

(注)NISAの生涯通算の投資上限額は1800万円(うち1200万円は成長投資枠に利用可) 2022.12.27 日経新聞より

次月の水無瀬野タイムズは、3・4月合併号となります。4月に発行予定です。

編集後記

2名がCFP[®]に合格！

日本ファイナンシャルプランナーズ協会のCFP[®]の試験に、佐藤龍さんと、佐橋賀永子さんが見事合格しました。税理士法人水無瀬野においては、難波孝朗も含めて3名のCFP[®]体制が整いました。

ファイナンシャルプランナーとして、ライフプランの作成などお手伝いさせていただきます。お気軽にお尋ねください。

CFP[®] 難波 孝朗

◆CFP[®]とは・・・
金融資産運用設計・不動産運用設計
・ライフプランニング・リスクと保険・タックス
プランニング・相続・事業承継設計の
6科目に合格した者で、高度な知識
と経験をもって長期的かつ総合的な
視点で適切なアドバイスをするプロ
フェッショナルとして認定されています。



税理士法人 水無瀬野

web : <http://minaseno.com/>

難波孝朗行政書士・社会保険労務士・FP事務所

web : <http://namba-one.com/>

大阪府三島郡島本町水無瀬1-5-9

e-mail : t-namba@sirius.ocn.ne.jp

電話 : 075-961-0812

FAX : 075-961-0818

詳しい資料をご用意しております。お気軽にお問い合わせください。

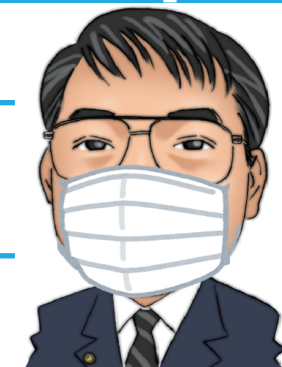
税金や社会保険の疑問をスッキリ解消する総合情報誌

2023

水無瀬野タイムズ 2

今月のトピックス

- 『相続時精算課税制度』を利用して相続税を節税しましょう！
- NISA恒久化！年最大360万円に！！



2023年2月の主な予定

- ◆2月10日(金)◆
・R5年1月分源泉所得税の納付
- ◆条例で定める日◆
・固定資産税、都市計画税第4期の納付
- ◆2月16日(木)より◆
・令和4年分所得税の確定申告



- ◆ 随時 ◆
・雇用保険の資格取得又は資格喪失届
・社会保険の資格取得又は資格喪失届
・賞与支払届



確定申告は喜び！

寒さが厳しくなってきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。税理士法人水無瀬野では、令和4年分の確定申告の準備を喜びの中でさせていただいております。

令和5年2月16日から3月15日までの1ヶ月間集中して確定申告に取り組んで参ります。スタッフ全員が協力し合って励みあって乗り越えていきます。

私自身も税理士試験に合格して37年が経過しました。37年間の税理士としての知識と経験を生かすチャンスいただき、感謝しております。

税理士法人水無瀬野は、3月15日まで、土曜日・祝日も皆様の確定申告のニーズにお応えして、事務所を開けて確定申告の対応をさせていただきます。

今年で4年目となる新型コロナウイルス感染拡大の中での確定申告ですが、非接触で確定申告を済ませたい方や高齢により事務所まで来られるのが困難な場合など資料を送っていただくか、お近くの場合は資料を取りに寄せて頂くかによって、電子申告で確定申告をさせていただきます。「家に居ながら確定申告」を目指して頑張っております。

今年の確定申告もたくさんの出会いを大切に喜びに変えていきたいと思っております。皆様方の想いを一緒に共有し、一緒に悩み、一緒に喜び、一緒に幸せになりたいと思っております。

人生一回きりです。毎年の確定申告が心の成長の原動力になっております。皆様方のお陰で37年間の税理士業務を今日までやってこれました。今後の税理士業務を積み重ねることでさらに成長させていただきます。

社会情勢や経済情勢は、厳しい状況が続いておりますが、皆様とともに笑顔と楽しさを共有して喜びのある人生を共に歩んで参りましょう。

この大変な時期を、笑顔と喜びで皆様方と一緒に乗り越えていきたいと思っております。今後ともよろしくご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

令和5年2月吉日
税理士法人 水無瀬野

代表 難波 孝朗

(行政書士・社会保険労務士・FP)



『相続時精算課税制度』を利用して 相続税を節税しましょう！

税

令和5年度税制改正で、『相続時精算課税制度』が使いやすくなりました。
『相続時精算課税制度』を選択した後も110万円以下の贈与は相続税の対象外となりました。

1、制度の趣旨

『相続時精算課税制度』は、贈与税と相続税を一体化して、相続時に税額を精算する制度
◎年110万円の非課税枠（基礎控除が新設されました）



2、適用要件

- 18歳以上の子や孫が、60歳以上の父母、祖父母から受ける贈与
- 2,500万円までの特別控除を適用
- 2,500万円を超える部分は一律20%課税



3、メリット

- 『相続時精算課税制度』を利用して、年110万円の基礎控除あり（令和6年1月1日より）
- 110万円以下の贈与は申告不要
- 相続税節税



『相続時精算課税制度』は今までは相続対策にはなりませんでした。この度の改正で相続税の節税対策として有効となりました。

『相続時精算課税制度』を利用して、相続税を節税しましょう！

税理士法人水無瀬野では、『相続時精算課税制度』の管理業務で、皆様の応援をさせていただきたく予定です。

令和6年から適用しようとお考えの方は、是非お気軽にご相談ください！！

税理士法人水無瀬野まで
お気軽にご相談ください



相続税対策の主な考え方と方法

相続財産を減らす	<ul style="list-style-type: none"> ■ 暦年贈与 ■ 相続時精算課税※ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育、結婚・子育て、住宅資金の一括贈与 ■ 生命保険
財産の評価額を下げる	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小規模宅地等の特例 	<ul style="list-style-type: none"> ■ マンション購入や賃貸経営

※2024年1月以降に利用する場合

相続時精算課税と暦年贈与の特徴・改正点

	相続時精算課税	暦年贈与
非課税枠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 累計2500万円（特別控除） ■ 年110万円の基礎控除を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年110万円（基礎控除）
相続発生時の贈与財産の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特別控除分はすべて相続財産に加算 ■ 基礎控除分は加算せず 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 死亡前3年以内は相続財産に加算 ■ 7年以内が加算対象に

(注)太字部分が改正点で、2024年1月1日以降の贈与が対象

相続時精算課税が暦年贈与より有利になる例

家族構成と財産	母	自宅 2200万円	預金 2000万円	子(別居、持ち家あり)

節税対策:2024年から母が亡くなるまでの10年間実施

	相続時精算課税	暦年贈与
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特別控除で子に自宅を贈与 ■ 基礎控除で預金を年110万円贈与 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎控除で預金を年110万円贈与
相続財産	3100万円（自宅2200万円 預金900万円）	3770万円（自宅2200万円 預金900万円 加算670万円★）
相続税	かからず （非課税枠※を下回る）	かかる （非課税枠※を上回る）

(注)自宅の価値は変わらないと仮定。 ※3600万円（3000万円+600万円×法定相続人1人）

★相続開始前7年以内の贈与770万円から、4～7年前の100万円を引いた670万円が加算